

第 82 回神奈川県国土利用計画審議会 審議経過

○ 門倉土地水資源対策課副課長

お待たせいたしました。開会に先立ちましてリモートで参加される方への会議の注意事項を申し上げます。

<注意事項の説明>

では、現在の委員出席状況についてご報告させていただきます。委員総数 20 名のうち、リモート参加を含めて、18 名のご出席をいただいております。神奈川県国土利用計画審議会条例第 5 条に規定する、会議を開くに当たっての定足数 2 分の 1 以上を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

また、本審議会の公開につきましては、神奈川県国土利用計画審議会運営規程第 8 条第 1 項の規定により、原則公開となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、1 名の方から傍聴の申出があり、神奈川県国土利用計画審議会傍聴要領第 2 条第 1 項の規定による定員の 10 名を超えないため、傍聴申出人を傍聴人として決定いたしました。

次に配付資料についてご案内します。

<配付資料の案内>

それでは、ただいまから第 82 回神奈川県国土利用計画審議会を開会いたします。

名簿に記載されている順に、今回新たに委員に就任されました方をご紹介します。

<新任委員の紹介>

次に、中谷政策局長からご挨拶をさせていただきます。

○ 中谷政策局長

<あいさつ>

○ 門倉土地水資源対策課副課長

今後の議事進行につきましては、神奈川県国土利用計画審議会条例により、会長が議長となることになっております。土井会長、よろしくお願いたします。

【議題(1)】

○ **土井会長**

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議題(1)は、諮問案件の「神奈川県土地利用基本計画(計画図)の変更について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○ **加藤土地水資源対策課長**

それでは説明させていただきます。

<資料1「神奈川県土地利用基本計画(計画図)の変更について」により説明>

<引き続き、担当者が説明>

○ **土井会長**

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(質 疑 応 答)

○ **十代田委員**

資料1の2ページを見ると、整理番号2, 3, 4はどれも森林地域が減っているような気がするのですが、森林地域の上に被せて都市地域に編入する形になっている、森林地域を残したまま編入をするということですか。8ページの数字を見ると森林面積が減っていないので、森林地域を残したまま整備されるのでこのような記載になっているのかを聞きたいです。

○ **加藤土地水資源対策課長**

今回、農業地域とともに森林地域についても重複しているところがございますので、森林地域の縮小という計画図の変更は行われます。ただし、森林地域につきましては、林地開発許可が済みましたら、計画図の変更をするという形になっていきますので、当審議会へは、諮問という形ではなくて、林地開発許可後に計画図の変更として報告させていただくことになってございます。

○ **十代田委員**

その後、8ページの数字が減るということですか。

○ **加藤土地水資源対策課長**

そのとおりでございます。

○ **十代田委員**

わかりました。

それともう一つ、それと関係があるのですが、農業地域が住宅地になる場合はそれほど気にならないかもしれないですが、予定として工業地域になる場合があり、用途はまた別の話かもしれませんが、その用途に相応しい施設を誘導していく形になるわけですね。そういう意味では、新しい土地利用基本計画の中では、例えば災害とか生態系とか、或いは、例えば工場ができたりすれば交通の問題も出てくるだろうし、その辺のアセスの関係はどの程度されているのか、資料がなく分からないため教えていただきたいのですけど。

○ **佐野都市計画課長**

土地区画整理事業の場合は、40ヘクタール未満であるとアセスの対象にならないので、今回の案件に関して、アセスを行っているところはございません。また具体の土地利用の関係で、周辺環境への影響といったところは、市で用途の設定、今回暫定のものがあったり、本用途のものもいろいろありますが、それぞれ地区計画等をさらにかぶせ、建物の壁面後退であるとか、緑地帯の確保等を細かく定めると、市の方からは聞いているところでございます。

○ **十代田委員**

安心材料が提示されていた方が、こちらとしては何か決めやすいというところがあるかと思imasるので、できればそういう情報も載せていただけるといいのかな、と思います。

○ **菅原委員**

確認だけさせてください。秦野市戸川地区の件で、写真を見せていただきながら説明をいただいたと思います。

1枚目のページ1枚目の写真のスライドのときに、住宅が写っており、工業用地にするようなお話を説明いただいたと思うのですが、この住宅がどうなるのか教えていただけたらと思います。

○ **事務局**

住宅については、存置予定です。基本的に現状そのままにする予定と市から聞いております。

○ 菅原委員

わかりました。

私が今お話を聞いて少し不安に思ったのが、私の選挙区は、まだ人口が増えているところで、準工業地域にも個別の住宅が建っていて、工業用地であるけれど、もともとそこで町工場をされている方が、その住宅を意識し、配慮しながらやっていると、軋轢が生まれる場面があるようで、今住宅と工業用地にされるということを聞いて、そのようなことが心配されるのではないかと思ったところです。

○ 土井会長

他にご質問はございますか。よろしいですか。

それでは他にないようですので、質疑はこの程度にさせていただきます。

神奈川県土地利用基本計画（計画図）の変更について、各委員からご意見、ご質問がございましたが、諮問案件に対しては、異議のない旨を知事に答申するものとしてよいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 土井会長

それでは、そのようにさせていただきます。

答申文につきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 土井会長

それでは、そのようにさせていただきます。

【議題（２）】

○ 土井会長

続きまして、議題（２） 報告案件の「神奈川県土地利用基本計画の改定に係る基本的な考え方について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○ 加藤土地水資源対策課長

引き続き、ご説明させていただきます。

<資料２「神奈川県土地利用基本計画の改定に係る基本的な考え方について」、

参考資料1「国土利用計画とは」により説明。

参考資料2「第六次国土利用計画（全国計画）概要」については、後ほどご覧いただくよう案内。>

○ 加藤土地水資源対策課長

「神奈川県土地利用基本計画の改定に係る基本的な考え方について」に関する説明は以上でございます。

○ 土井会長

それでは、ただ今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いします。

（ 質 疑 応 答 ）

○ 関戸委員

前回の審議会で、相模原市の次期一般廃棄物最終処分場の候補地に水源地が含まれている点について発言をさせていただきました。建設場所は現時点では確定していないわけですが、各地で説明会も開催されるなど、着々と手続きが進められているようです。

そこで、こうした土地利用のあり方について、県として議論していただきたく、改めて発言させていただきたいと思います。

今から30年以上前でありましてけれども、神奈川県が産業廃棄物最終処分場の建設予定地として、現在の相模原市、当時の藤野町をリストアップしたことがあります。貴重な水源地の森林を守ろうと多くの住民が反対した結果、神奈川県は計画を撤回し、横須賀市の芦名地区に建設されることになりました。

様々な議論はあったと思いますが、今にしてみれば、貴重な水源地を避け、林地の谷戸に位置するとはいえ、市街地にも近いエリアを建設地とした神奈川県、そして議論を重ねたうえで受け入れた地域住民の方々の英断を高く評価したいと思います。

横須賀市の処分場が開所したのは平成18年。「水源環境保全・再生施策大綱」の策定は平成17年。仮に旧藤野町への最終処分場の建設を進めていたならば、県は同時期に説得力のある形で水源環境保全・再生施策をまとめたり、水源環境保全税を導入することができていただろうか。私はとても無理だっただろうと考えます。

こうした神奈川県姿勢に比べ、今回の相模原市の次期一般廃棄物最終処分場建設計画における水源環境保全の考え方には、大きな問題点があると思っております。

相模原市が公表した一般廃棄物最終処分場候補地選定結果報告書を見ますと、「水源への影響」という項目に関して、水源地の真ん中にあります根小屋の2か所を含む4か所の候補地とも同じ、最高の「A」評価が下されております。水源地のど真ん中にある2か所

と、ずっと下流の市街地付近にある麻溝台の2か所が同じA評価になるのはどう考えてもおかしいのですが、評価項目の説明を見てその理由が分かったわけでありませう。

報告書では、「水道用水として取水しているかで評価した。地内及びその周辺 1 km 以内で取水していない候補地の点数を高くした。」とあります。私の理解が間違っていなければ、報告書の評価項目である「水源への影響」とは「現地周辺の水道水源への影響」であって、水源涵養という広域的な機能ではない。むしろ、そうした広域的な機能については、全く考慮していないことになるわけです。

さらに、根小屋の2か所の選定理由について、「最終処分場の用地は全国的な事例でも住居等のない山間部への整備が適している」としたうえで、デメリットとして掲げているのは「送電線による制約」と、「リニア中央新幹線の構造物に影響を及ぼすこと」の2点のみです。神奈川県民の貴重な水源地であるという点には一切触れられておりませう。

県民全体の議論を積み重ねながら、県民の貴重な税金である水源環境保全税を原資に、「水源環境保全・再生施策」を進めている県として、そうした認識には異を唱える必要はないだろうか。

こうした県の取組を踏まえ、私としては次の点を県に要望を申し上げたいと思います。

それは、広域自治体として、県全域の公益性を確保するという観点から、保全すべき土地は徹底して保全することとし、それに反する土地利用は抑制するという姿勢を水源地の土地利用に際し、鮮明に示して欲しいということです。

既に神奈川県土地利用方針では、ゴルフ場の新增設を認めない、相模湾の公共事業等以外の埋立を認めないという、全国に誇るべき方針を持っております。

水源地域全域で一切の開発を認めないことは現実的ではないとは思いますが、例えば土地利用基本計画に「水源の森林エリアでの大規模な土地利用は『他の地域での土地利用が困難な場合』等に限定する」などの制約を加えられないか、是非検討をお願いしたい。

私の意見です。よろしく願います。

○ 加藤土地水資源対策課長

関戸委員からの、ただいまのご発言につきまして県の考えを申し上げたいと思います。

土地利用の転換につきましては、生態系や良好な水源環境の保全、景観等に大きな影響を与えることとなります。このため、土地利用の転換を図る場合には、人口や産業の動向はもとより、周辺の土地利用の状況など、自然的・社会的条件等を勘案して、慎重な配慮の下、適正かつ計画的に行うことが重要であろうと考えております。

また、本県では、水源地域の方々の深いご理解とご協力の下で、県内5つのダム completionによりまして、安定的な水資源が確保され、水不足から解放された歴史がございます。

県民生活や社会活動に必要な不可欠である豊かな水を育む水源地域は、県民全体の貴重な財産であると認識しております。

さらに、これまで県は、水源地域の活性化や水源環境の理解促進とともに、水源の維持

と水質の向上を目指して、水源環境の保全・再生にも取り組んできたところでございます。

このような歴史や経緯を踏まえまして、貴重な水源環境を良好な状態で次世代へ引き継ぐとともに、将来にわたり、県民が必要とする良質な水を安定的に確保するために、水源地域の保全に支障を来すことがない土地利用を図っていく必要があると考えております。

現行の土地利用基本計画では、関戸委員もご承知のとおり、「個別の土地利用方針」に「水源地域の保全」を掲げておりますが、関戸委員のご発言の趣旨を踏まえまして、計画への具体的な書きぶりにつきましては、庁内関係課、市町村等と調整させていただきまして、検討していきたいと考えております。また9月の改定素案でお示しさせていただければと思います。

また、当審議会で今回このようなご意見が、昨年に引き続き出たということ、改めて相模原市と共有したいと考えております。

○ 関戸委員

ありがとうございます。ご期待申し上げたいと思います。

○ 三浦委員

参考資料の1でございますけれども、基本的な話になってきますが、下段の左の「国土利用計画法に基づき、以下の3点について」云々というところで、①から③までであると思います。

この②で、「土地利用基本計画を通じて、個別規制法による土地利用規制を総合調整」とありますけれども、このあたりの総合調整の具体的なあり方というか、この基本計画に基づいてどのような総合調整が具体的に図られるのかということ、具体的な事例を挙げながらご説明いただければありがたいのですけれども。

○ 加藤土地水資源対策課長

まず、土地利用基本計画につきましては、土地利用の原則ですとか、総合調整を図るための方針といったものを定める計画となっております、個別具体の開発行為の規制につきましては、個別の各法律の方で、許認可等の規制をしております。

開発行為に着手する前に、県の土地水資源対策課で、県内の開発案件、具体的には1ヘクタール以上の開発行為につきましては、開発する前に知事と協議をさせていただくという形になりますが、事前の開発計画を出していただく前に、それぞれ農地、森林、緑地など、様々なものを、きちんと事前の調整が図れているかどうかという確認をさせていただいて、許認可等の見込が立ったものを開発計画として挙げていただき、庁内の土地利用調整会議等を経た上で、それを認め、その後に開発計画に着手していくというような流れになっております。

○ 三浦委員

個別法の規律というのがやはりあるわけですから、計画にいくら緑地保全とかいうことを高らかに掲げていたとしても、結局は個別法の法解釈に基づいて開発申請があれば、認めざるを得ないという場面があると思うのです。

そうすると、計画って何なんですかって話になろうかなと。もう少し総合調整というところの具体的な実効性、実効的な総合調整というものが仮にあるのであるとするならば、そこを示していただかないと、次の計画の適否が見えにくくなるのかなと思います。

だから、繰り返しになりますけど、少し具体的な形でのお示しがあれば、参考にはなると感じております。

○ 加藤土地水資源対策課長

貴重なご意見ありがとうございます。土地利用基本計画は、基本的な方針を示しているものですが、今回は概要報告ですので、委員からいただいたご意見を踏まえて、計画にどういった記載ができるか、検討させていただければと考えています。

○ 藤倉委員

今度、新しく国もカーボンニュートラルや 30by30（サーティ・バイ・サーティ）という、気候変動や生態系に関する大きな流れに沿った方針を出してきているので、ぜひ神奈川県の方針では、より強く打ち出させていただくと良いと思います。

私は、県の環境審議会の方も関わっており、県としても温室効果ガスの対応について強く打ち出しているところだと思います。

先ほどの諮問案件の5つの例を見ても、例えば、2番、3番、4番の事例で、森林地域がどんどん減っています。

神奈川県の森林については、民有林が多く、個別の開発圧力というのが非常に高いと思うのですが、近郊緑地保全区域になっていないような緑地がじわじわと削られていくようなところを、どのように真剣に対応するのか、もっと生物多様性の保全であるとか気候変動の緩和と適応に資する意味で打ち出されると良いと思います。

先ほどの委員のご指摘とも共通しますが、あるエリアで農業地域や森林地域を解除するのであれば、同等の面積をどこかで確保するような取組を本当にやらないと、気候変動については、被害者であるばかりではなく、まちづくりをすることで、温室効果ガスを増やす方向にも圧力をかけているわけですから、そこをぜひ土地利用基本計画の方でもご検討いただきたいです。

そのためには、もっとコンパクトシティを作っていくこと、中心市街地は、中央部の公共交通でつなげられるエリアに集中させ、郊外の低利用な市街地開発を本来は避けるべ

きだろうと。これは、人口減少が進む中でも必要なもので、新しい土地利用の方針の中に盛り込んでいただければと思っております。これは要望でございます。

○ **加藤土地水資源対策課長**

藤倉委員から気候変動、それから生物多様性への対応というお話をいただきました。

今回の土地利用基本計画につきましては、国の国土利用計画全国計画を基本として作るという形になっていますので、その方針で示されている、2050年カーボンニュートラルや、30by30（サーティ・バイ・サーティ）との整合も図っていく必要があると考えております。

一方で、全国と神奈川県では、置かれた状況が違うところもございますので、地域の状況も加味しながら、どのような記載をしていくのがいいのか考えていきたいと思っております。

併せて、県では今年度、「地球温暖化対策計画」や「かながわ生物多様性計画」の改定を進めているところですので、他の関係局とも調整しながら、土地利用基本計画の具体的な記載について調整を図って参りたいと考えております。

○ **十代田委員**

今おっしゃったように、神奈川県には都市部から農村部までいろいろな地域があります。その中で、何か地区別の計画とか地域別の計画みたいのはあるのですか。

一律に話を進めるとちょっと難しいかなと思う部分もあり、そのあたりをお聞かせ願えるとありがたいです。

○ **加藤土地水資源対策課長**

土地利用基本計画に関して地区別の計画は設定していません。

土地利用基本計画は、あくまでも全体の方針や土地利用の原則、調整方針といった大きなところを示しているものでございます。

○ **山梨委員**

個別の土地利用方針の中に「相模湾等の埋立の抑制」という表記がありまして、この埋立の意味するところを確認したいので伺います。

これは、土地利用を拡大する意味もしくは港湾の拡大等による埋立というイメージでよろしいのか。一方で、津波や高潮対策等の災害用の埋立等についても、規制をかけていくものという方針なのか、そこだけ確認させてください。

○ **加藤土地水資源対策課長**

これは、公共事業及びその関連事業を除き原則として埋立を認めないということで、

山梨委員からご発言のありました災害対策ですと、公共事業関連という形になりますので、規制の対象にはならないものと考えております。

○ **土井会長**

よろしいですか。それでは、本件は報告案件ですので、ご了解願います。

事務局は、委員の皆様からのご意見を参考にしつつ、改定に向けた検討を進めてください。

【その他】

○ **土井会長**

本日予定していた議題については以上ですが、その他、委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、それでは事務局から連絡事項などがあればお願いします。

○ **門倉土地水資源対策課副課長**

<連絡事項の説明>

○ **土井会長**

それでは、次回開催の予定については9月ということで、委員の皆様ご承知願います。

冒頭に事務局からも報告がありましたが、神奈川県国土利用計画審議会運営規程により、本日の議事録は公開されることになっております。発言されたことにつきまして、内容を確認したい方がいらっしゃいましたら、事務局に申し出ていただければと思います。その上で、議事録の内容については、私の方で確認させていただきたいと思いますので、ご一任いただけますでしょうか。

○ **委員一同**

異議なし。

○ **土井会長**

それでは、そのようにさせていただきます。議事録につきましては、本日から3週間を目途に、県のホームページに掲載する予定です。

以上をもちまして、第82回神奈川県国土利用計画審議会を閉会といたします。皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。